東広島市農業委員会令和2年10月 (第10回) 総会議事録

1 開催日時 令和2年10月29日(木) 午前9時30分から10時32分まで

2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室

3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三見昌嗣	2	木 原 省 五	3	清 水 寿 昭
4	窪田 恒治	5	台川洋子	8	古本啓之
9	大月 みどり	10	岡本義則	11	黒川 克輝
12	荒谷 義憲	13	住井 正美	14	古川 國昭
15	原 茂正	16	吉 高 信 夫	17	長 原 毅
18	在間輝昭	19	仲 伏 英 雄	20	杉本 源藏
21	脇 坂 俊 之	22	髙尾 昭臣	23	古川 みどり
24	瀬戸則昭				

4 欠席委員 2人

番号	氏 名	番号	氏 名
6	小倉 亜紗美	7	岡土居 正弘

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者

議長(会長) 12番 荒 谷 義 憲 委員 13番 住 井 正 美 委員

- 7 次第
- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 空き家に附属する農地の下限面積の設定について

(5) 報告

報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

報告第35号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

報告第36号 農地転用(農業用施設)届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

 事務局長
 本 越 秀 己

 局長補佐
 大 下 宏 治

 農地保全係長
 定 井 芳 紀

 農地保主査
 津 山 隆 之

 農地保主任
 和 田 麻依子

 農地保全係主任主事
 坂 見 浩 充

 農地保全係主任主事
 髙 橋 久 雄

生活環境部黒瀬支所地域振興課主任主事 堀 田 誠 生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事 岡 本 美由紀 生活環境部河内支所地域振興課主査 木 村 ゆかり 生活環境部安芸津支所地域振興課係長 吉 田 義 隆 議 長 これより10月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をお願いいたします。 在任委員数24人中22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。

東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、12番荒谷委員さん、13番住井委員さんを指名いたします。

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。

会期は、令和2年10月29日一日限りとしてよろしいでしょうか。

< 異議なし >

議 長 それでは、会期は令和2年10月29日一日限りといたします。

これより日程第3の議案審議に入ります。

議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いた します。

事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、総会議案の1ページをご覧ください。

議案第50号について説明いたします。

今月は13件の申請がありました。内訳は5ページに記載のとおりです。

内容については、座って説明させていただきます。

それでは、101-1について説明いたします。

親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。

続いて、102-2でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地1,571㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、103-3でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は市外に居住していますが、このたび渡人より住宅と併せて農地を取得することとなり、その住宅を拠点として申請地において小麦及び柿やユズなどの果樹を作付する予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積3,641㎡は三原市の耕作面積であり、今回の申請を合わせると8,393㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、104-4でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は申請地の近隣に実家及び経営農地があり、耕作も便利なため、本申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、105-5でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は申請地の近隣に実家及び経営農地があり、耕作も便利なため、本申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、106-6でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地は公図上、筆界未定地のため、 農地法第3条第2項第1号に該当するおそれがあったことから、渡人に経緯を確認したとこ る、先々代より60年以上同じ形状で耕作が続けられてきたと述べられていました。申出に基 づいて図面上で計測したところ、申請登記面積を満たすものであり、取得後は現況どおり白 ネギを作付するため、特に問題ないものと考えました。受人には2人の労働力があり、必要 な農機具も保有されています。

続いて、107-7でございます。

和田主任 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 続いて、108-8、109-9について、関連しますので一括して説明します。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢となり、今後の営農が困難となったため、農地を譲渡するものです。受人はそれぞれ隣接する農地を耕作しており、経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、110-10でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを 実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
続いて、108-8、109-9について、関連しますので一括して説明します。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢となり、今後の営農が困難となったため、農地を譲渡するものです。受人はそれぞれ隣接する農地を耕作しており、経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。続いて、110-10でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。
続いて、108-8、109-9について、関連しますので一括して説明します。経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢となり、今後の営農が困難となったため、農地を譲渡するものです。受人はそれぞれ隣接する農地を耕作しており、経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。続いて、110-10でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。
経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は高齢となり、今後の営農が困難となったため、農地を譲渡するものです。受人はそれぞれ隣接する農地を耕作しており、経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。続いて、110-10でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。
となったため、農地を譲渡するものです。受人はそれぞれ隣接する農地を耕作しており、経営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。続いて、110−10でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、111−11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112−12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113−13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
営規模拡大を図るものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、110-10でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 著章屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
続いて、110-10でございます。
耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
農機具も保有されています。 続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
続いて、111-11でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で●●をされています。 茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
茅葺屋根や農村活性化についての研究、フィールドワークなどを行い、これまでも●●において●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
いて●●とともにカヤの栽培から刈り入れを行い、刈り取ったカヤで茅葺屋根のふき替えを 実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
 実践しておられます。本申請地においては、隣接地に自宅を建築し居住する予定であり、さらにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
らにカヤの栽培を拡大していく予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-12でございます。
います。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった 農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
います。 続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった 農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
続いて、112-12でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は、3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。 本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった 農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウ イフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
本申請地のうち、●●については、令和2年9月総会において農地法第3条許可となった 農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウ イフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
 農地に隣接しており、一体的に畑として利用するため取得しようとするものです。主にキウイフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
イフルーツを作付する予定です。 続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 以上で説明を終わります。
続いて、113-13でございます。 経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 民今、事務局から説明がありました。
経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 、以上で説明を終わります。
経営規模拡大により、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な 農機具も保有されています。 以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 、以上で説明を終わります。
農機具も保有されています。以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。以上で説明を終わります。 只今、事務局から説明がありました。
以上13件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を 生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。
生じるおそれがないと判断しております。 以上で説明を終わります。 議 長 只今、事務局から説明がありました。
以上で説明を終わります。議長只今、事務局から説明がありました。
議 長 只今、事務局から説明がありました。
担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。
< なし >
議 長 これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
古川みどり 23番古川です。112-12はキウイフルーツを作られるって言われましたが、それでは113-
委員 13は畑ですので、果物か野菜か作られるのでしょうか。
和田主任 113-13につきましては、畑においてジャガイモを作付される予定です。
以上です。
古川みどりありがとうございました。
委員
議 長 他にありますか。
住 井 委 員 13番住井です。105-5ですが、作業小屋のようなものがあったのですが、これはどのよう
に処理されたのでしょうか。
和田主任 105-5については、以前の所有者がプレハブのような小屋を建てております。この小屋
は、ちょっと中をのぞきますと、床面はないもので、中は草のようなものが見えました。ぽ
っと置いてある状態のようなものです。これにつきましては、新しく所有する予定の譲受人
の方は農機具小屋として使用される予定と伺っています。
住井委員 そこは農地ではないのでは。
和田主任はい農地ではありません。
取得後すぐに農業用施設の届けを提出するように指導しております。
住井委員 はい、分かりました。

古川みどり	23番古川です。ついでに畑を買われた方の作物を教えていただきたいのですが、田なら稲
- 数 - 員	って分かるんですけど、畑だったら大体どんなものを作っておられるか教えてください。
	102-2はどうですか。
和田主任	102-2の譲受人の方につきましては、この農地においては里芋を作付される予定と伺っ
	ております。
古川みどり	106-6、110-10はどうですか。
委 員	
和田主任	106-6につきましては、現状白ネギが作付されております。このまま白ネギを作ってい
	かれると伺っております。
古川みどり	次の110-10は。
委員	
和田主任	110-10につきましては、申請地においては現在野菜を作付されている状況があります
	が、大根、ホウレンソウ、タマネギを作られる予定です。
古川みどり	ありがとうございました。
委員	
住井委員	現地を確認する時には農地で何ができるかというのを確認して把握してくださいね、耕作
	しますと言っても、土質が悪くて実際には耕作できない土地があると思います。今度見ると
	きにはスコップを持っていって30cmぐらい掘って、これは耕作に適しているとか適してない
	とかということを確認していただければと思います。
_	以上です。
議長	ほかにありますか。
	< なし >
議長	ありがとうございます。
	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入らせていただきます。
	議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する
	ことに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定に
	ついて」は、許可することに決定いたします。
	次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
1. 7	事務局の説明を求めます。
大下	議長、事務局大下。
局長補佐	議案の6ページをお願いいたします。
	議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。
	<u>座って説明をさせていただきます。</u> 7ページをお願いいたします。
	- プランをお願いいたします。 - 今月は2件の申請がございました。
	- ラガは2件の中間がこさいました。 - まず、申請番号26-1につきましては、●●における店舗への転用事案でございます。
	申請地は、●●の北側、●●沿いに位置し、東に1km余り進みますと●●がございます。
	「道路を挟んで南側には有料老人ホームなどを経営する●●があるところでございます。ま
	た、本申請地は調整区域内の第2種農地で、申請者は隣地にお住まいの方でございます。申
	請者は、現在●●前のビルにおきまして新聞販売所を経営されておりますが、このたび●●
	の拡張事業に伴います用地買収により、販売所を移転する必要が生じました。それで、この
	自宅に隣接する宅地と併せて新たに本申請地に販売所を建築するため、この許可申請をされ
	たものでございます。また、この申請地におきましては、農地転用の許可を得ることなくこ
	の建築物が現地に建っておりました。これは犬小屋だそうでございます。この犬小屋につき
	ましては転用の申請に合わせてすぐに撤去されるということでございましたけども、無許可
	でございますので、始末書を申請人から徴取しまして、今後は法令に基づく適正な手続を行
	うというように指導をしております。また、開発行為に係る許可につきましては、担当部局
	に申請書が提出されております。
L	I was the same of

大 下	次に、申請番号27-2は、●●における共同住宅への転用事案でございます。
局長補佐	申請地は、●●と県道の●●線が交差する地点から南西方向、●●方面に約300m、近く
月 天 冊 任	には●●がございます。この農地は第2種農地で、申請者は申請地の近隣にお住まいの方で
	では ● がこさいます。この展地は第2種展地で、中間有は中間地の近隣にお住まいの力で ございます。申請人は、現在、申請地の隣地におきましても、こちらですね、共同住宅の経
	営を行っておられますが、このたび耕作の予定のない本申請地におきましても隣接する宅地
	と併せて共同住宅を建築するということで転用許可申請をされたものでございます。なお、
	建築行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。
	以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支援さればない。ト型は2000年度、大道第4年間は大きなのでであり、
	障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。
	説明は以上でございます。
議長	只今、事務局から説明がありました。 およの表見されると、必要があれば諸月説明なお願いいなします。
	担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
** =	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。
	ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
~2x	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。
	議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県
	農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛
	成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第51号「農地法第4条の規定による許可
	申請について」は、許可することに決定いたします。
	次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
	事務局からの説明を求めます。
津山主査	それでは、総会議案の8ページをご覧ください。
	議案第52号について説明いたします。
	今月は18件の申請がありました。内訳につきましては、議案の13ページに記載のとおりで
	ございます。
	内容については、座って説明させていただきます。
	231-1について説明します。
	建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社で
	す。このたび本申請地に建売住宅15棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。
	申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。また、開発許可の申請については、担当
	部局に提出されております。なお、申請地は既に一部土が入っていたことから始末書を徴取
	し、農地法の手続について指導しています。
	238-2について説明します。
	農家住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在会社に勤めながら借地
	で野菜の栽培をされていますが、退職に当たり専業農家として野菜を作りたいと考え、現在 の耕作地に近い本申請地に農家住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地
	している。中間では、●●の北に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については担当部局に事前
	は、●●の礼に位直する第2種展地です。なお、建業計可の申請については担当部局に事前 協議され、許可申請不要との判断を得ております。
	239-3 について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営
	太陽元光电設備への転用事業です。受人は●●に本店を直さ、不動産業及の元电事業を含む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用し
	む芸在です。このたい元竜を目的とした太陽元光竜畝伽を設直するため、本中請地を転用し ようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第3種農地です。
	よりとするものです。甲請地は、♥♥の附に位直する弟3種展地です。 続いて、240-4と241-5は関連しますので、一括して説明します。
	続いて、240-4 と241-5 は関連しますので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。
	へ
	するものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。

津山主査

242-6と243-7は、受人は別々ですが、渡人が同一であり、発電所も隣接することから、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人はそれぞれ●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

244-8について説明します。

一般住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●で借家に居住されています。このたび勤務地も東広島市にあることから申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

245-9から247-11は同一案件ですので、一括して説明いたします。

建売住宅、住宅用地及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび市街化区域に隣接する本申請地に建売住宅18棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。また、併用して市街化区域内農地に分譲宅地12区画を整備する計画です。申請地は、JR寺家駅の東に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。

248-12について説明します。

資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、リサイクル業を営む会社です。このたび土木現場で発生する土砂を仮置きする場所を求めていたところ、申請地は山に囲まれ、周辺に農地もなく、土砂の持込み先である県北方面にも利便がよいことから、本申請地を土砂用の資材置場として転用しようとするものです。申請地は●●の南に位置する第2種農地です。

続いて、249-13について説明します。

車両置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、自動車整備業を営む会社です。現在、自動車整備及び車検代行業務を行っておられますが、廃車用の車両置場が不足しているため、隣接する本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。

250-14について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび隣接する農地の取得とともに居宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。

251-15について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。 このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするも のです。申請地は、●●の南に位置する第3種農地です。

続いて、252-16について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。 このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするも のです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。

253-17について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、

●●の南東に位置する第2種農地です。

254-18について説明します。

農家住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、妻と居住されていますが、本市には父所有の農地があり、また勤務先もあることから、通勤と併せ3年前から受人主体で耕作されています。このたび父所有の本申請地に住宅を建築し、今後も耕作を行っていきたいことから、転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置し、●●地区として昭和47年度から昭和55年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上(又は業務上)必要な施設で集落に接続して設置さ

津山主査	れるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請につい
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ては担当部局に事前協議され、許可申請不要との判断を得ております。また、農振農用地除
	外見込みです。
	以上の18件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件
	に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。
	上程議案中、番号245-9から247-11、254-18については、農業委員会ネットワーク機構
	に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可
	してよいか、併せてご審議をお願いします。
議長	只今、事務局から説明がありました。
	担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
議 長	- へん / こで
成 文	議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11ページ、245-9
	から247-11までと13ページの254-18については、許可意見を付して広島県農業委員会ネッ
	トワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんというこ
	とであれば許可することに、また意見聴取対象外については、本総会において許可すること
	に賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、
	11ページ、245-9から247-11までと13ページの254-18については、許可意見を付して広
	島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議
	ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可す
	ることに決定いたします。
	次に、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」を上程いたしま
	す。
+ ⊏ 目	事務局の説明を求めます。
坂 見 主任主事	議長、事務局坂見。 議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」説明させていただきま
土工土尹	一
	7° 16ページをご覧ください。
	合計です。面積につきましては、記載のとおりでございます。
	内容については、座って説明させていただきます。
	申請番号1、●●から北に約800mのところに位置します空き家に付随する6筆の農地に
	ついて、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、
	いずれの農地も耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休化し
	た農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思われます。
	申請番号2、●●から南に約400mのところに位置します空き家に隣接する1筆の農地に
	ついて、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、
	農地は耕作されておりません。また、形状が不整形であったり、面積が小さく、貸借の対象
	とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、将来農地として耕作される
	ことは難しいのではないかと思われます。 申請番号3、●●から東に約800mのところに位置します空き家に隣接する1筆の農地に
	中間番号3、●●から泉に約600mのところに位置しまり至さ家に解接りる1章の展地に ついて、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、
	農地は耕作されておりません。また、形状が不整形であったり、面積も小さく、貸借の対象
	とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、遊休化した農地を農地とし
	て耕作されることは難しいのではないかと思われます。
	申請番号4、●●から北西に約1.5kmのところに位置します空き家に隣接する3筆の農地
	について、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現
	在、いずれの農地も耕作されておりません。空き家とセットで売買されない限り、現在遊休
	化した農地を農地として耕作されることは難しいのではないかと思われます。
	申請番号5、●●から東に約400mのところに位置します空き家に隣接する1筆の農地に

主任主事		
とはなりにくい状況です。空き家とセットで売買されない限り、将来農地として耕作されることは難しいのではないかと思われます。 親明に以上です。ご審議をお願いいたします。	坂見	ついて、下限面積を1aに設定するものです。所有者は、●●に在住しております。現在、 農地は耕作されておりません。また。形状が不敷形であったり。面積が小さく。貸借の対象
ことは難しいのではないかと思われます。 説明は以上です。ご審議をお願いいたします。 日今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。 く なし > これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第33号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1 a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。 く 全員挙手 > 全員検索ですので、器案第53号「空き家に附属する農地の下原面積の設定について」に係る農地を下限面積1 a に設定することに対定します。 総長・事務局が、 当機・第34号がに対して事務局の説明を求めます。 後事の場合がありませます。 報告第34号がら報告第36号について事務局の説明を求めます。 部長事事局が、 資子の場合が表現であります。 報告第34号がら報告第36号について事務局の説明を求めます。 報告第34号がら報告第36号について事務局の説明を求めます。 部長事事局において事決処分をしたものでございます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割憂させていただきます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割憂させていただきますので、ごすくださいますようお願いいたします。 報告第34号が自身を含せていただきます。 本名が関いいたします。 報告第36号では、対したいたします。 本名がは対したとしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 お名につきましては、ご覧のとおりでございます。 ままら にが場局からの農地の転用を対したします。 報告第36号「法務局からの農地の転用事実に関する原会は、今月分は15件の原会がございまします。 ままら とお願いいたします。 ままら とお願いいたします。 ままら とお願いいたします。 こ をとお願いいたします。 ままのとおりでございます。 ままのとおりでございます。 は、ご覧のとおりでございます。 は、ご覧のとおりでございましたらお願いいたします。 ままが自以上でございます。 ままは、日本のよりは14年の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 ままが自以上でございます。 ままには、日本のよりに入ります。 ままには、日本のよりに入ります。 ままには、日本のよりに入ります。 ままには、日本のよりは14年の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 ままには、今日のはこれに入ります。 ままには、日本のよりには、日		
議 長 只今、事務局から説明がありました。		
議 長		
担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。		
議 長 これより質疑に入ります。	議長	The state of the s
議		担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 ※ なし > ※ 会員がないようですので、それでは採決に入ります。 ※ 業第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1 a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。 〈 全員賛成ですので、識案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 a に設定することに決定します。 ※ 会員機がですので、識案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 a に設定することに決定します。 ※ 会員機がですので、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 a に設定することに決定します。 ※ 書籍第34号から製合業では、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。 立 本お、報告報34号の家の詳細につきましては、説明を割受させていただきますので、ご了承くださいます。 よお、報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。		< なし >
 本し > 本し > 空間明、ご意見がないようですので、それでは探決に入ります。	議長	これより質疑に入ります。
 本し > 本し > 空間明、ご意見がないようですので、それでは探決に入ります。	, ,	
議 長 ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積複数定について」に係る農地を下限面積1 a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。		
議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地を下限面積1 aに設定することに賛成の方の挙手を求めます。 < 全員挙手 > 金員賛成ですので、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 aに設定することに決定します。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第34号から報告事項を分局でしいて事務局の説明を求めます。 音楽の報告事項をお願いいたします。 資料の報告事項をお願いいたします。 する。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご丁承くださいますようお願いいたします。 企って説明をさせていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページから 4 ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6 ページから8 ページまでをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9 ページをお願いいたします。 接着第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 9 ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 設明は以上でございます。 設明は以上でございます。 設明は以上でございます。 表質の皆様から何かございましたらお願いいたします。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		V
a に設定することに賛成の方の挙手を求めます。	一	
 会員挙手 > 全員費成ですので、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 a に設定することに決定します。続いて、日程第4の報告事項に入ります。報告第34号から報告第36号について事務局の説明を求めます。議長、事務局大下。資料の報告事項をお願いいたします。報告第34号から報告第36号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。座って説明をさせていただきます。		
議長 長 会員賛成ですので、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係る農地は下限面積1 a に設定することに決定します。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。報告第34号から報告第36号について事務局の説明を求めます。		
る農地は下限面積1 a に設定することに決定します。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第34号から報告第36号について事務局の説明を求めます。 議長、事務局大下。 資料の報告事項をお願いいたします。 報告第34号から報告第36号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 接務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 表員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		< 全員挙手 >
続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第34号から報告第36号について事務局の説明を求めます。 議長、事務局大下。	議長	全員賛成ですので、議案第53号「空き家に附属する農地の下限面積の設定について」に係
様いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第34号から報告第36号について事務局の説明を求めます。		る農地は下限面積1aに設定することに決定します。
大 下 議長 事務局大下。		続いて、日程第4の報告事項に入ります。
大 下		
周長補佐 (資料の報告事項をお願いいたします。報告第34号から報告第36号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。なお、報告事項に係る内容の評細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9ページをお願いいたします。報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 表情のとおりでございます。 のとおりでございます。 説明は以上でございます。 また、日程第5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。	+ F	WALLE TO STATE OF THE STATE OF
報告第34号から報告第36号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、 ご予承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長 原 委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
て、事務局において専決処分をしたものでございます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、 ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 表員の皆様から何かございましたらお願いいたします。	月 天 冊 任	
なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、 ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施散への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 その各のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		
ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 表員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		
座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 別明は以上でございます。 表員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
1ページをお願いいたします。 報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 表員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		ご了承くださいますようお願いいたします。
報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		座って説明をさせていただきます。
でございます。 2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その 内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その 内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 を員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		1ページをお願いいたします。
2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		報告第34号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」
2ページから4ページまでをお願いいたします。 市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		でございます。
市街化区域内の農地転用につきましては、今月分は10件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		
内容につきましては、ご覧のとおりでございます。		
5ページをお願いいたします。 報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		
報告第35号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
ます。 6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その 内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきまして は、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
6ページから8ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		<u> </u>
法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。		
内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
9ページをお願いいたします。 報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 、 説明は以上でございます。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。		
報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。 10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 、		内容につきましては、ご覧のとおりでございます。
10ページをお願いいたします。 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。 、		9ページをお願いいたします。
 農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。説明は以上でございます。 議長次に、日程第5のその他に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。 		報告第36号「農地転用届出の受理について」でございます。
は、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。		10ページをお願いいたします。
は、ご覧のとおりでございます。 説明は以上でございます。		_ · · · · · ·
説明は以上でございます。 議長次に、日程第5のその他に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
議 長 次に、日程第5のその他に入ります。 委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		'
委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。 長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。		
長原委員 17番長原です。ちょっと農業委員会の事務局に確認したいことがあります。	哦 又	
		安貝ツ百塚がり門がこさviよしたりや願いviだしより。
		1月17日日本 1 曲坐本日人の古秋日)でも2012年12月12日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	長 原 委 員	
		2年前に災害がありましたよね。その関連で、ため池の管理状況調査について市の河川港
湾課の農業水利係の担当者が訪ねてこられました。そして今の農業用のため池の管理状況調		湾課の農業水利係の担当者が訪ねてこられました。そして今の農業用のため池の管理状況調

長原委員	査の依頼を受けました。これについて農業委員会は承知されているのでしょうか。要は河川
	港湾課と協議をされたことがあるのかどうか、そこをお聞きしたい。
定井農地	失礼いたします。河川港湾課のほうからため池の管理について、ため池の管理者を県と一
保全係長	緒に探しているということで、情報提供といいますか、協力の依頼がございました。農業委
	員会としては、農業委員さん、推進委員さんが知っておられる範囲で分かることがあれば協
	力させていただくということで話はさせていただいております。今回、図面と一緒に資料を
	幾つか持ってこられたのだと思うんですけれども、そのため池全部について現地確認をし
	て、そこの管理者の情報を農業委員さん、推進委員さんで調べていただくというわけではな
	くて、依頼のあった情報の中で知っていることがありましたらご協力をお願いしたいという
	ことで、河川港湾課のほうには話をさせていただいております。
長原委員	要は、そういう依頼があったのであれば農業委員会事務局として農業委員なり農業推進委
	員へ情報提供をしてもらわないといけないと思います。
定井農地	以前の総会でこういった資料と1枚物の紙と併せて河川港湾課のほうからため池調査につ
保全係長	いて協力依頼があるかもしれませんというお知らせは、総会のその他報告でさせていただい
	たことがあるのですが、今回、河川港湾課のほうからそういった情報提供の依頼があったタ
	イミングでもう一度お知らせすべきだったのかなというふうには思います。
長原委員	それから、農業委員は担当地域が広範囲に及ぶじゃないですか。そういうことで、農業委
	員が担当地域のため池がどこにあるとかというのはなかなか確認しづらいんですよ。各地域
	に農区長さんがいらっしゃいます。農区長の地域というのは狭い範囲内ですよね。池係なり
	水係をよく知っておられる方が多いです。そういうことで、農区長へ依頼するのが良いので
	はないかと思います。農業委員、農業推進委員がやらないと言う訳ではないですが、いずれ
	にしてもそういう手だてがあるということをよく河川港湾課へお話していただきたいと思い
	ます。よろしくお願いします。
	以上です。
議長	その関連でちょっと、ため池調査というのは県が各ため池の所有者について今回は12月ま
	でに出してもらうようにということで各関係者に依頼が行っております。相続とかで所有者
	が代わっている場合があり、たまたま1件それへ私が関わっていたので県のほうに行った
	ら、今は代表の所有者だけを決めてください。 5人いても代表者だけを教えてくださいとい
	うふうに、県のほうとしても分かる範囲で教えてくださいということをちょっと聞きまし
	た。
	以上です。
長原委員	それから、9月の終わり頃に新聞報道で、今の消防局の隣へスーパーのイズミがくるとい
	うことで、造成が相当進んどる状況になっています。それはご存じだろうと思うのですけ
	ど、これは農地法の特例措置なんかどうか、転用はどうなっているのか、そこらは事務的に
<u> </u>	どうなっているのか教えてください。
大下	報道にありましたゆめタウンの候補地の農地につきましては、あの区域が既に市街化区域に増える。
局長補佐	に編入されておりまして、4月の総会におきまして転用届出の受理ということで報告をさせ
	ていただいておるものでございます。
 長原委員	分かりました。
議長	その他ありませんか。
成 及	でしているが、ませんか。
古川みどり	- ため池のことですけど、最適化推進委員の方のところに来られたのですが、答えようと思
女 員	っても地域が違い分からないので古川さんお願いしますって言われたのがあります。依頼を
	待っているんですけど、今のところ何もないです。私以外にも聞く人は沢山おられると思う
	ので、市役所の方がいろいろ判断してやっておられるのだなと思っています。もし依頼があ
	って分からないことがあればこの地区だったら誰々さんのところへ行くとか、区長さんとか
	水利組合の方に聞かれるのがいいんじゃないですかという助言をするというのを農業委員が
	したらいいのではないかと思います。皆さんが協力しあってやっていけばいいのではないか
	と思います。
L	·

古川みどり	以上です。
委 員	
	今言われるように、どこへ相談したらよいのかということで、農業委員とか、最適化推進
	委員、それから区長さんの方へ依頼がきているのではないかと思います。農区長はもう皆さ
	んご存じでしょうけど、農区長さんがおられない区もありますので、やっぱり農業委員さん
	を頼って来られたのだと思います。もし協力依頼がありましたらよろしくお願いします。
	以上です。
議長	次に、事務局からありましたらお願いいたします。
定井農地	それでは、1点ご報告をさせていただきます。
保全係長	再来月、12月になるんですけれども、12月9日水曜日に農業委員さんと最適化推進委員さ
	んとの全体の研修会を予定をしております。会場は西条の広島中央農協の会議棟で、コロナ
	ウイルスの感染拡大防止の観点から午前と午後に地区を分けて開催をする予定です。今のと
	ころ、午前中をいわゆる旧市、西条、八本松、志和、高屋、午後から旧町、黒瀬、福富、豊
	一栄、河内、安芸津の地区で、午前中は9時半から、午後は13時30分からそれぞれ2時間半程
	度を予定をしております。また正式に決定いたしましたら11月の下旬もしくは12月の頭に開
	催通知のほうを送らせていただきますので、ご参加いただきますようお願いいたします。
住井委員	以上でございます。
注	事務局、ちょっと聞いていいでしょうか。 非農地証明で申請者が中央地所となっているのがあるのですが、不動産屋が農地を買っ
	て、そして法務局照会で非農地になるのですか。
大 下	142-3の案件でございますが、法務局から農業委員会に対して農地、非農地の照会が毎
局長補佐	月来ておりますけども、その申請に、法務局に対して地目変更の申請を出される方は本人で
7.3 X 1111 121	なくても代理の方でもどなたでもできるということだそうで、この案件につきましては中央
	地所が申請人として持ってきたという形でこちらのほうに申請が上がってきたもので、この
	ような形になっておるものでございます。現地も担当委員さんと基本的には確認をさせてい
	ただいて、この案件につきましてはもう山林化しておりましたので、非農地ということで判
	定をさせていただいたということでございます。
住井委員	分かりました。
議長	その他ありませんか。
大 下	3条の申請のご審議をいただいたときに、そもそも現地が本当に耕作できる状態であるの
局長補佐	かとか、作物が植付けできる土地の状態にあるのかといったご指摘がございましたけども事
	務局で、本来ならば一件一件担当委員さんと日程調整をさせていただいて、現地を確認しなり、これはおければない。
	がら申請案件を見ていくことが本来の姿でありますけども、東広島管内は非常に多くの申請しばございますので、スラム、な子徳な双ステルかく東致日で現地な独認して東京に今月第2日
	がございますので、そういった手続を経ることなく事務局で現地を確認して事前に会長等に 見ていただいてという流れでやっておりますけれども、事務局といたしましては、申請が来
	たときに事務局ではちょっとこれはどういったものなのか、適正なものなのかについて疑義
	が生じることも多々あります。それで、できる限り今後そのときに担当委員さんに連絡をさ
	せていただいてちょっと話をさせていただいて、現地確認等をできればお願いして、ちょっ
	と審議の前にそういった確認をさせていただければと思います。
議長	その他ありませんか。
777	< なし >
	その他ありませんようですので、ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審
	議、誠にご苦労さまでした。
	それでは、大月職務代理者から次の総会について報告をお願いいたします。
大 月	失礼いたします。
職務代理者	次回11月総会は、11月27日金曜日9時半から予定しております。
	開催場所につきましては、事前の資料では中央農協さんの会議棟を予定しておりました
	が、本日と同じく市役所本会議室においてに変更をする予定であります。正式には開催通知
	にてご案内させていただきますので、最終確認のほどよろしくお願いいたします。
	以上です。

議	長	ありがとうございました。
		以上で10月総会を閉会いたします。

議事録署名者	議長	
議事録署名者	委員	
議事録署名者	委員	

議長(会長) 12番 荒 谷 義 憲 委員 13番 住 井 正 美 委員